

告 示

埼玉県告示第七百七十五号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第三十条の六第一項（埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第三十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による知事の意見の内容について、同条例第三十条の六第三項の規定により公告する。

令和三年六月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 事後調査書の名称

川越都市計画事業川島インターチェンジ北側地区土地区画整理事業事後調査書

二 事業者（川島中山開発株式会社）に対する意見の内容

次の事項を勘案して、引き続き環境の保全に努めること。

(1) 地盤

地盤の変動量の調査結果において、上昇の程度が大きい地点の原因を確認すること。

(2) 動物・植物

イ 消失した湿地環境の創出にあたっては、当該湿地にて保全すべき種と当該種に応じてどのような生息環境を構築するかを明確にした上で行うこと。

ロ 湿地環境の創出や植栽をすることで保全される種の生息状況の追加調査を検討すること。

三 都市計画決定権者（川島町）に対する意見の内容

次の事項を勘案して、引き続き環境の保全に努めること。

(1) 地盤

地盤の変動量の調査結果において、上昇の程度が大きい地点の原因を確認すること。

(2) 動物・植物

イ 消失した湿地環境の創出にあたっては、当該湿地にて保全すべき種と当該種に応じてどのような生息環境を構築するかを明確にした上で行うこと。

ロ 湿地環境の創出や植栽をすることで保全される種の生息状況の追加調査を検討すること。